

不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン (出席扱いの考え方とその要件)

鳥取県教育委員会

このガイドラインは、不登校児童生徒が学校外の民間施設で支援等を受けた際に、学校や市町村（学校組合）教育委員会が「出席扱い」について判断する上で留意すべき点を目安として示したものである。

1 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 基本的な要件について

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- ③当該施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(2) 施設の実施主体について

- ①法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ②不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ③著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 施設の相談・指導の在り方について

- ①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ②不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- ④児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

(4) 施設の相談・指導スタッフについて

- ①相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。専門的知識と経験を備えたスタッフがいない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていること。

(5) 施設、設備について

- ①学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ②施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

(6) 施設と学校との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 施設と家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。